

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	認定申請は本市が行う。協議会の意見は、「9. [2]中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載（予定）
	中心市街地の位置及び区域 に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措 置の総合的かつ一体的推進 に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能 の集積の促進を図るため の措置に関する基本的な事 項	「10. 中心市街地における都市機能の集積 の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化 に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために 必要な事項」に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められること	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、 道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施 設の整備その他の市街地の整備改善のため の事業に関する事項」から「8. 4から7まで に掲げる事業及び措置と一体的に推進する 事業に関する事項」までに記載
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、 道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施 設の整備その他の市街地の整備改善のため の事業に関する事項」から「8. 4から7まで に掲げる事業及び措置と一体的に推進する 事業に関する事項」までに記載
	事業の実施スケジュールが 明確であること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、 道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施 設の整備その他の市街地の整備改善のため の事業に関する事項」から「8. 4から7まで に掲げる事業及び措置と一体的に推進する 事業に関する事項」までに記載